

宜野湾市の給与・定員管理等について(令和5年度)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

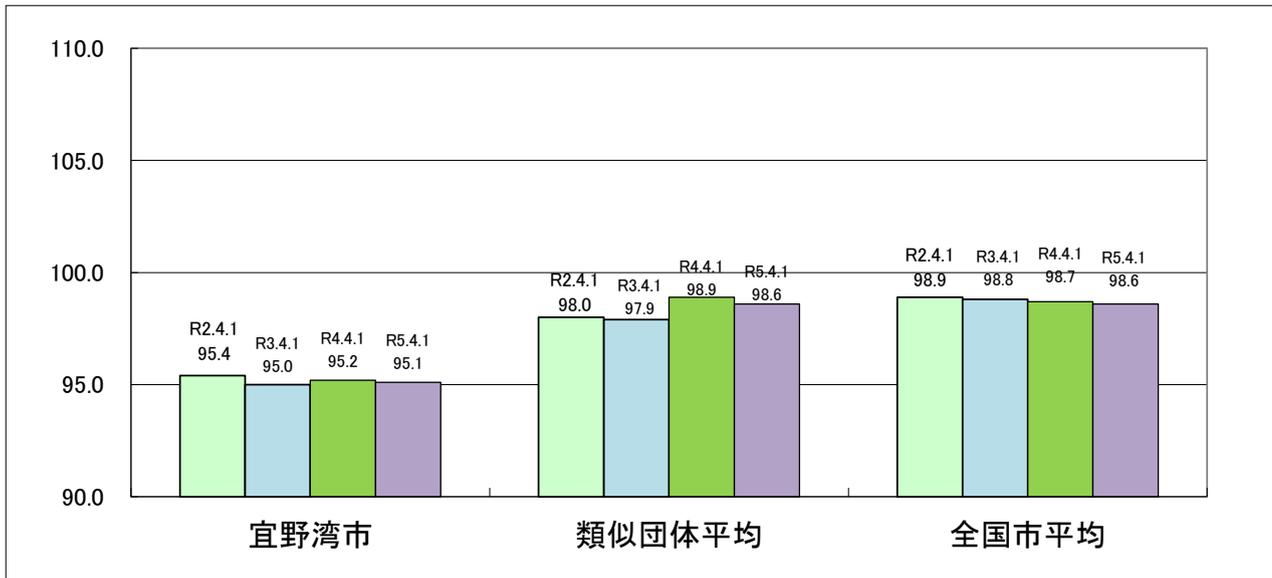
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和4年度	人 100,269	千円 55,696,291	千円 1,735,712	千円 6,604,326	% 11.9%	% 11.9%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 類似団体平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 667	千円 2,318,150	千円 462,780	千円 894,348	千円 3,675,278	千円 5,510	千円 6,312

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

本市は人事委員会を持たないため割愛

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施] 未実施] 改定実施時期 : 平成27年4月1日

(内 容) 国、県の見直し内容を踏まえ、全職種の給料表を改定。給料表の水準の平均2%(在職者平均1.6%)の引下げの実施。激変緩和のため3年間の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

該当なし

③その他の見直し内容

特になし

(6)特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宜野湾市	40.8歳	299,509円	353,310円	328,591円
沖縄県	41.9歳	312,600円	372,311円	342,298円
国	42.4歳	322,487円	404,015円	-
類似団体	42.1歳	314,152円	413,271円	364,499円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宜野湾市	54.4歳	6人	354,467円	386,717円	383,967円
うち 用務員	54.4歳	6人	354,467円	386,717円	383,967円
沖縄県	55.4歳	165人	337,900円	371,429円	357,024円
国	51.2歳	1,941人	286,942円	329,178円	-
類似団体	52.9歳	32人	317,817円	372,763円	355,112円

③ 教育職(幼稚園教諭)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宜野湾市	42.6歳	337,751円	371,265円
沖縄県	42.6歳	359,600円	403,140円
類似団体	41.4歳	317,165円	378,795円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

(注) 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2)職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分		宜野湾市	沖縄県	国
一般行政職	大学卒	185,200円	185,200円	185,200円
	高校卒	154,600円	154,600円	154,600円
技能労務職	高校卒	151,900円	151,900円	-
	中学卒	143,800円	143,800円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和5年4月1日現在)

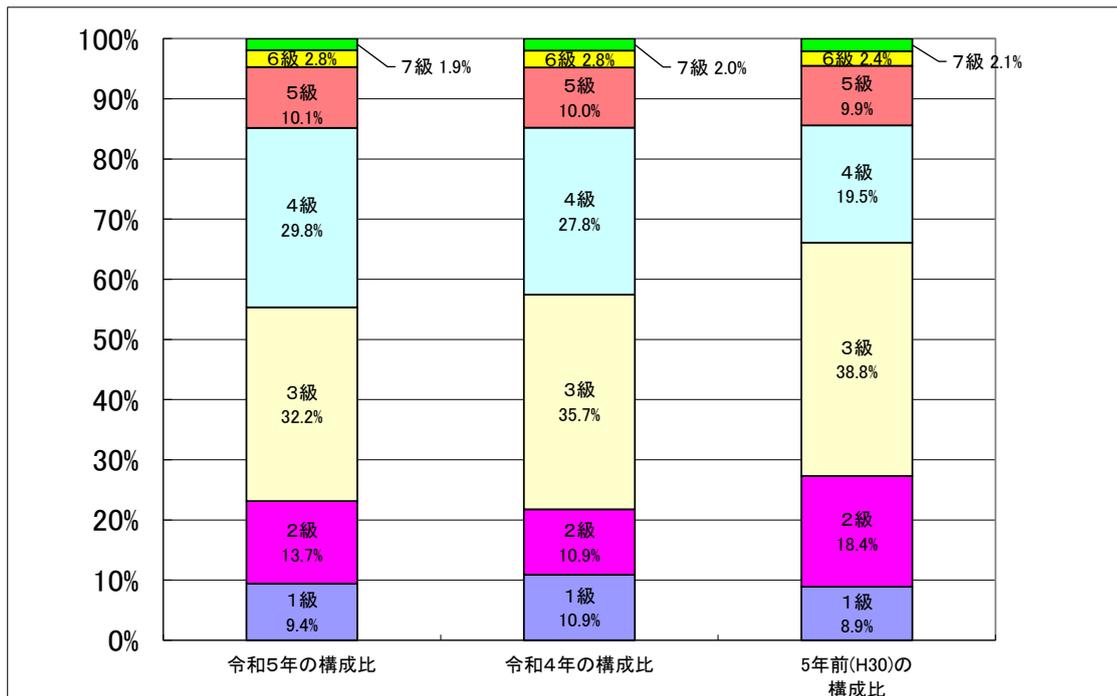
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	250,917円	331,414円	367,342円	387,300円
	高校卒	217,080円	280,100円	335,300円	-
技能労務職	高校卒	-	-	-	-
	中学卒	-	-	-	-
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	-	-	-	-
	短大卒	-	-	366,400円	-

3 一般行政職の級別職員数等の状況

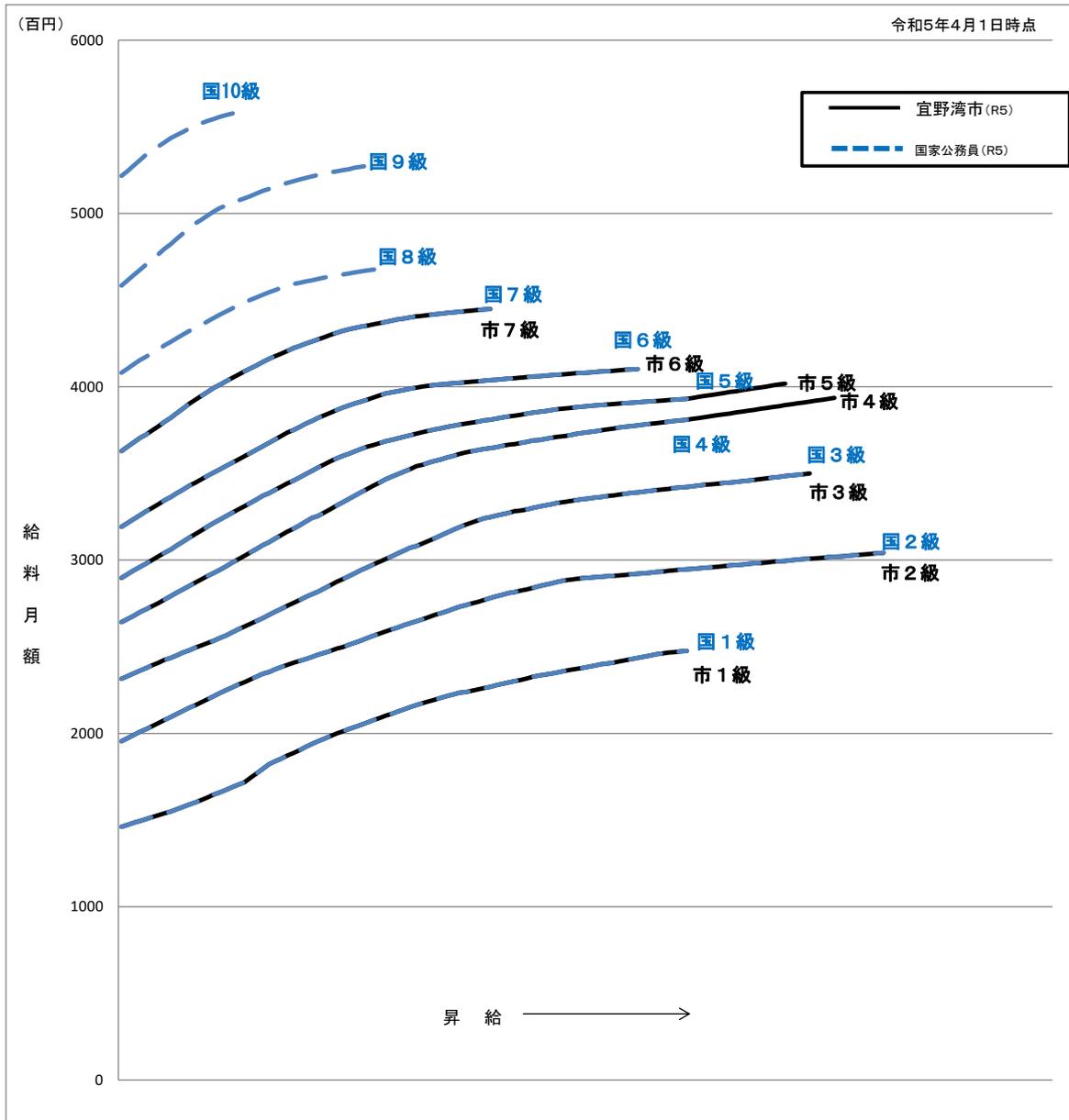
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	(1) 主事補又は技師補等の職務 (2) 主事又は技師等の職務	44人	9.4%	150,100	247,600
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師等の職務	64人	13.7%	198,500	304,200
3級	(1) 係長、保育所長、担当主査又は担当技査の職務 (2) 主任主事(技師)等の職務	150人	32.2%	234,400	350,000
4級	(1) 困難な業務を所掌する係長、保育所長、担当主査又は担当技査の職務 (2) 相当高度の知識又は経験を必要とする主査又は技査等の職務	139人	29.8%	266,000	393,600
5級	(1) 課長、所長、室長、館長、主幹及び技幹の職務 (2) 消防本部の所長、署長又は消防司令の職務 (3) 選挙管理委員会事務局の長の職務 (4) 監査委員事務局の長の職務	47人	10.1%	290,700	401,800
6級	(1) 次長の職務 (2) 消防本部の次長又は消防司令長の職務 (3) 参事の職務	13人	2.8%	319,200	410,200
7級	(1) 部長の職務 (2) 議会事務局の長の職務 (3) 消防長の職務 (4) 参事監の職務	9人	1.9%	362,900	444,900
計		466人	100%		

(注) 1 宜野湾市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較(行政職(一)) (令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ.	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分		○		○
	標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宜野湾市	沖縄県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,409 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,642 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.0 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率	-	-	-	-
標準、下位の成績率	-	-	-	-
標準の成績率のみ(一律)		-		-
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

宜野湾市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	4,866 千円	19,374 千円	1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した全職種(公営企業職員除く)職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在)

制度なし

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		14,139千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		85,175円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		23.4%	
手当の種類(手当数)		14種	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴税及び滞納整理手当	納税課及び国民健康保険課に所属する職員	税の徴収又は滞納整理の業務に従事したとき	月額 5,000円
税務手当	税務課に所属する職員	税の賦課又は賦課に関する調査の業務に従事したとき	月額 3,500円
消防活動手当	消防職員	緊急通報に基づき出動し、火災、救急、自然災害又は事故等による災害救助活動及び火災調査に従事したとき(ただし、1回の出動において2以上の業務に従事したときは、高い方の額のみ支給)	出動1回につき250円 救命措置1回につき300円 はしご車活動1回につき300円 潜水活動1回につき1,000円
精神障害者及び行旅病人取扱手当	健康増進課及び障がい福祉課に所属する職員	行旅病人の救護又は精神障害者の入院措置の業務に従事したとき	日額 1,000円
行旅死人取扱手当	生活福祉課に所属する職員	行路死人を取扱う業務に従事したとき	日額 3,000円
防疫作業手当	健康増進課及び環境対策課に所属する職員	感染症の(若しくは疑いのある)患者の救護又は当該病原体の付着した物件の(若しくは疑いのある)処理作業に従事したとき	日額 290円
		新型コロナウイルス感染症の患者等の看護、健康管理、生活支援又は搬送の作業及びその他市長が認める作業に従事したとき	日額 4,000円 (新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触又は長時間にわたり接触して行うもの) 日額 3,000円 (上記以外)
		家畜伝染病(口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ及びその他規則で定める家畜伝染病に限る。)の病菌を有する家畜又は有する疑いのある家畜の防疫作業に従事したとき	日額 380円 (規則で定める作業 760円)
		家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業(前項の作業を除く。)で規則で定めるものに従事したとき	日額 290円
		家畜伝染病(流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ症及び鼻疽に限る。)の病菌を有する家畜又は有する疑いのある家畜の防疫作業に従事したとき	日額 290円
災害応急作業等手当	建設部に所属する職員	防災計画に基づき、災害現場での巡回監視の業務に従事したとき	日額 600円
		防災計画に基づき、災害現場での応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事したとき	日額 910円
		防災計画に基づき、災害現場等で行う災害警備、避難救助又はこれらに相当する作業に従事したとき	日額 840円
		上記の各業務が日没時から日出時までの間において行われた場合は、各手当額に定める額にその100分の50に相当する額を加算する。ただし、同一の日において市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合は、各手当額に定める額にその100分の100に相当する額を加算する。	日額 910円を超えない範囲
福祉事務従事手当	生活福祉課及び障がい福祉課に所属する職員	社会福祉事務に従事又はその指導監督を行うとき	月額 4,500円
特殊現場作業手当	建設部に所属する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う業務に従事したとき	日額 220円 (20メートル以上は320円)
		地表下又は水面下4メートル以上の深所で行う業務に従事したとき	日額 450円
		現に共用している下水道人孔内において業務に従事したとき	日額 220円
暴風雨時勤務手当	職員	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、特に勤務することを命ぜられたとき	1時間 1,000円
用地交渉等手当	用地課に所属する職員	公共事業の用に供する土地の取得等に係る交渉業務のうち困難な業務に従事したとき	日額 200円
危険物取扱作業手当	職員	埋設不発弾を発掘する際の立会作業又は発掘されるまでの間に応急作業に従事したとき	日額 250円
		サリン等又はその疑いのある物質による被害の危険がある区域内での作業に従事したとき	日額 460円
災害時緊急支援活動手当	職員	消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊としての活動に従事したとき	日額 3,000円
		上記以外の職員で、被災地等の要請により災害が発生した市町村に派遣され活動に従事した消防職員	日額 1,500円
建築主事手当	建築主事	建築主事の業務に従事する職員	月額 10,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	145,662千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	238千円
支給実績(令和4年度決算)	150,839千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	243千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、配偶者以外の扶養親族のうち子1人につき10,000円、父母等1人につき6,500円支給。満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後最初の3月31日までの子を扶養する場合1人につき5,000円加算。	同じ		100,320千円	285,000円
住居手当	月額16,000円を超える家賃を支払っている場合に支給 上限月額 28,000円	同じ		87,794千円	301,698円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上から支給。 ・交通機関等利用は定期券等の額を支給。限度額55,000円。 ・自家用車は、距離に応じて2,300円～40,000円支給。	異なる	自家用車は、距離に応じて、月額2,000円～31,600円支給。	33,848千円	66,499円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 部長級 57,000円、次長級 47,000円、課長級 40,000円	異なる	棒給表別・職務の級別・区別に応じて定額を支給	43,092千円	532,000円
休日勤務手当	宜野湾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務する事を命ぜられた職員に支給。 勤務1時間につき1時間当たりの給与額に125/100～150/100までの範囲内で規則で定める割合を乗じた額。	同じ		27,153千円	405,269円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給勤務1時間につき1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額	同じ		4,257千円	59,125円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により休日等に勤務した場合に支給。勤務1回につき、部長相当職 10,000円、次長相当職 9,000円、課長相当職 8,000円。	異なる	手当の支給額については勤務1回につき6,000～12,000円	支給実績なし	支給実績なし

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	901,000 円 (- 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,030,000 円 / 686,000 円
	副 市 長	742,000 円 (- 円)	880,000 円 / 526,400 円
報 酬	議 長	479,000 円 (- 円)	760,000 円 / 450,000 円
	副 議 長	426,000 円 (- 円)	670,000 円 / 390,000 円
	常任(運営)委員長	409,000 円 (- 円)	- 円 / - 円
	議 員	400,000 円 (- 円)	620,000 円 / 370,000 円
期末手当	市 長 副 市 長	(令和5年度支給割合) 3.3月分	
	議 長 副 議 長 常任(運営)委員長 議 員	(令和5年度支給割合) 3.3月分	
退職手当	市 長	(算定方式) 901,000円 × 在職年数 × 500/100	(1期の手当額) 18,020,000 円
	副 市 長	742,000円 × 在職年数 × 300/100	(支給時期) 任期毎 8,904,000 円 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

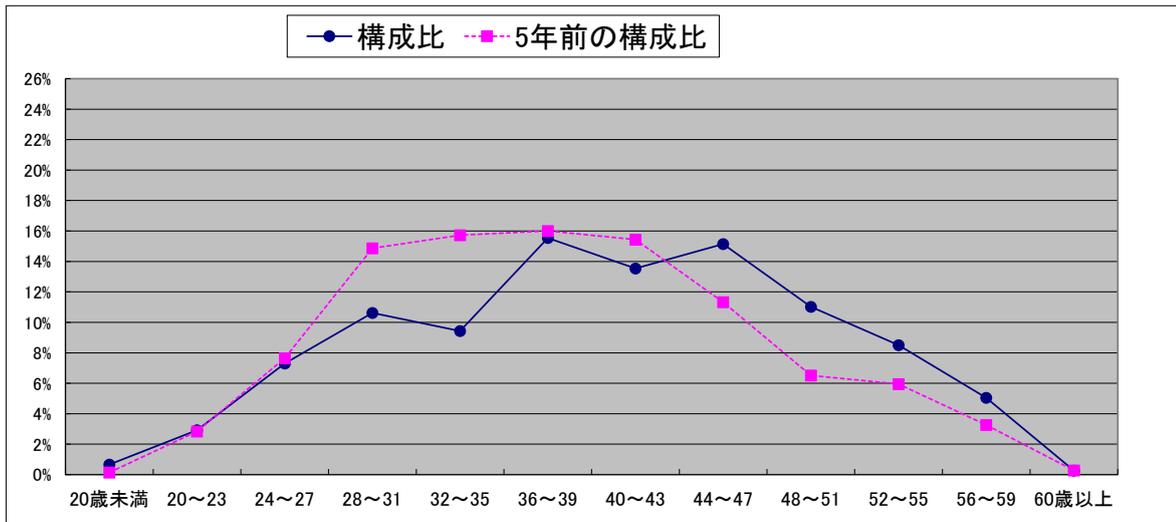
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位:人)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	9	9	0	△3 業務全体バランスを鑑みた減員 障がい福祉サービスや児童虐待対策業務の対応 公営墓地及び火葬場建設検討に向けた対応
		総務企画	141	138	△3	
		税務	41	41	0	
		民生	137	139	2	
		衛生	37	44	7	
		労働	5	5	0	
		農林水産	3	3	0	
		商工	11	11	0	
	土木	70	68	△2		
		計	454	458	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 45.68 (類似団体の人口1万当たりの職員数 47.43)
	教育部門	117	121	4	包括業務委託及び認定こども園のモデル化に向けた対応等による	
	消防部門	96	98	2	消防体制の強化	
	小計	667	677	10	<参考> 人口1万当たり職員数 67.52 (類似団体の人口1万当たりの職員数 61.81)	
公営企業等部門	水道	26	24	△2	業務バランスを鑑みた減員	
	下水道	12	12	0		
	その他	41	40	△1	業務バランスを鑑みた減員	
	小計	79	76	△3		
合計		746	753	7		
		[793]	[793]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	22人	55人	80人	71人	117人	102人	114人	83人	64人	38人	2人	753人

(3) 職員数の推移

(単位:人)

部門別	年度	平成25年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)	過去10年間の増減数(率)
一般行政		368	417	424	424	436	454	458	41 (9.83%)	90 (24.46%)
教育		150	118	118	118	121	117	121	3 (2.54%)	-29 (-19.33%)
消防		85	93	91	91	93	96	98	5 (5.38%)	13 (15.29%)
普通会計 計		603	628	633	633	650	667	677	49 (7.80%)	74 (12.27%)
公営企業等会計 計		96	81	83	82	80	79	76	-5 (-6.17%)	-20 (-20.83%)
総合計		699	709	716	715	730	746	753	44 (6.21%)	54 (7.73%)

(注) 各年における総務省定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	千円 1,944,990	千円 150,126	千円 186,975	% 9.61	% 9.44

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体平均 1人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 26	千円 90,152	千円 12,207	千円 35,536	千円 137,895	千円 5,304	千円 6,018

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
宜野湾市	43.9歳	325,522円	498,765円
団体平均	45.7歳	335,310円	500,619円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宜野湾市	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,367千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,438千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.85月分 (-)月分 (-)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有(5~15%)	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

宜 野 湾 市	団 体 平 均
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円	1人当たり平均支給額 22,390 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

制 度 な し

エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	64千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	32,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	7.70%		
手当の種類(手当数)	4 種		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道技術管理者手当	水道技術管理者	水道技術管理者に命じられその職に従事するとき	月額 5,000 円
暴風雨時勤務手当	職員	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、特に勤務することを命ぜられたとき	1時間 1,000 円
特殊現場作業手当	職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う業務に従事したとき	日額 220円 (20m以上は320円)
	職員	地表下又は水面下4メートル以上の深所で行う業務に従事したとき	日額 450円

オ 時間外勤務手当

支給実績	(令和3年度決算)	3,091千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和3年度決算)	141千円
支給実績	(令和4年度決算)	2,449千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和4年度決算)	136千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上、時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、配偶者以外の扶養親族のうち1人につき10,000円、父母等1人につき6,500円支給。満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後最初の3月31日までの子を扶養する場合1人につき5,000円加算。	同	3,464千円	266,503円
住居手当	月額16,000円を超える家賃を支払っている場合、最高28,000円	同	3,427千円	342,763円
通勤手当	交通機関等利用者は定期券等の額。限度額55,000円 自家用車は距離に応じて2,300~40,000円	同	799千円	49,906円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・次長級 47,000円 ・課長級 40,000円	同	2,004千円	501,000円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	千円 1,676,558	千円 45,279	千円 56,696	% 3.38	% 3.24

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費32,362千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 1人当たり給与費 千円 5,936
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 12	千円 43,395	千円 5,181	千円 16,931	千円 65,507	千円 5,459	

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
宜野湾市	40.3歳	306,058円	469,469円
団体平均	44.3歳	330,766円	493,186円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宜野湾市	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,411千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,425千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (-)月分	勤勉手当 1.85月分 (-)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有(5~15%)	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

宜野湾市			団体平均	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
最高限度額	47.709月分	47.709月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			
1人当たり平均支給額	一千円	一千円	1人当たり平均支給額	6,569 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

制度なし

エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)				4千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)				2,000 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)				16.70%
手当の種類(手当数)				3 種
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
暴風雨時勤務手当	職員	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、特に勤務することを命ぜられたとき	1時間 1,000 円	
特殊現場作業手当	職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う業務に従事したとき	日額 220円 (20m以上は320円)	
	職員	地表下又は水面下4メートル以上の深所で行う業務に従事したとき	日額 450円	

オ 時間外勤務手当

支給実績	(令和3年度決算)	1,530千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和3年度決算)	139千円
支給実績	(令和4年度決算)	1,040千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和4年度決算)	95千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上、時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、配偶者以外の扶養親族のうち1人につき10,000円、父母等1人につき6,500円支給。満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後最初の3月31日までの子を扶養する場合1人につき5,000円加算。	同	1,887千円	314,417円
住居手当	月額16,000円を超える家賃を支払っている場合、最高28,000円	同	1,136千円	378,500円
通勤手当	交通機関等利用者は定期券等の額。限度額55,000円 自家用車は距離に応じて2,300~40,000円	同	635千円	378,500円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・課長級 40,000円	同	480千円	480,000円